

本行寺永代供養墓「久遠廟」申込書

本行寺代表役員（住職） 冨永一道様

私は本行寺永代供養墓「久遠廟」の使用を申し込み、本行寺の信徒であることを確認し、本行寺永代供養墓「久遠廟」規約を遵守致します。

____年 ____月 ____日

住 所

連絡先電話

申込人氏名

⑩

遺骨(使用者)の俗名(続柄) ()

遺骨の法号(授与寺院) ()

遺骨(使用者)の命日(行年) ____年 ____月 ____日 (____歳)

本行寺永代供養墓「久遠廟」規約

- 第 1 条 本行寺永代供養墓「久遠廟」(以下「久遠廟」という)を使用される方は、この規約を遵守しなければならない。
- 第 2 条 「久遠廟」は、焼骨を埋蔵するための墳墓の目的以外には使用できない。
- 第 3 条 「久遠廟」の管理・運営は本行寺が行い、本行寺住職を管理者とする。
- 第 4 条 「久遠廟」を使用するためには従前の宗旨・宗派は問わないが、申込後は信徒として祭祀は本行寺の方式に従うこと。
- 第 5 条 「久遠廟」の使用を申し込む方は、使用申込書に自署、押印して提出し、所定の永代供養料を納付すること。なお前記の提出に関しては、家族全員が記載されている住民票1通を添付する。
- 第 6 条 申込書に記載された内容に変更があった場合には、管理者に訂正のため修正の手続きを申し出ること。
- 第 7 条 焼骨を埋蔵するときは、市区町村の発行した火葬許可証または改葬許可証を提出すること。
- 第 8 条 申込人が生存中は、通信費および諸費用として別に定める護持会費を管理者に収めるものとする。
- 第 9 条 永代供養料は一体50万円とし、申し込み時に一括納付する。
- 第10条 使用者が死亡した場合、遺骨は32年間は個別の安置を継続し、その後は「久遠廟」内の所定の場所に埋蔵骨を合祀し、引き続き管理者が祭祀供養を継続する。合祀後の遺骨は事情の如何を問わず返還しない。
- 第11条 納骨された霊位は、永代供養墓過去帳に記帳し、毎年盆、春秋彼岸に法要回向による永代供養を行う。
- 第12条 納入された永代供養料および護持会費は、原則として理由の如何を問わず返還されない。
- 第13条 申込人が本規約に違反した場合には、「久遠廟」の使用の権利が消失する。
- 第14条 前各条に定めのない事項については、墓理法に定めるところによるほか、その都度管理者が決定する。
- 第15条 本規約は、関連する法律が改正された場合のほか、本行寺代表役員により、総代会に諮って変更することができる。
- 第16条 本規約は、平成17年10月からこれを実施する。

以上